

戸籍証明書等や住民票等写しの申請時における 本人確認について

第三者による本人になりすました戸籍証明書等や住民票等写しの取得を防止し、市民の方々の個人情報を保護することを目的とします。

申請を窓口へ持って来られた方全員が対象となります。

本人確認の方法は、住民基本台帳カード又は官公署が発行した身分証明書等(本人の顔写真が添付されたもの。※例1参照)を提示していただきます。

上記の身分証明書等をお持ちでない方は、その他の証明書等(※例2参照)を**複数**持って来られてください。

この本人確認は、平成20年5月1日から行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 例1 官公署が発行した身分証明書等(本人の顔写真が添付されたもの)
運転免許証、旅券(パスポート)、資格証明書、海技免許、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、官公書(独立行政法人及び特殊法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書など

※ 例2 その他の証明書等
仮証明書、引換書類、療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、年金手帳、年金証書、健康保険証、預金通帳、民間会社の社員証、などを**複数**

《Q&A》

Q. なぜ、本人確認をするのですか？

A. 「第三者によるなりすましでの戸籍証明書等や住民票等写しの取得を防止し、市民の方々の個人情報を保護するため」に行います。

Q. いつから始まるのですか？

A. 鹿屋市は、平成20年5月1日から行います。

他の市区町村では既に行っているところもありますので、それぞれの市区町村へお問い合わせください。

Q. 本人確認をしている市区町村は他にもありますか？

A. すべての市区町村で、平成20年5月1日には実施いたします。

Q. 誰の本人確認をするのですか？

A. 窓口に申請書を持って来られた方が対象となります。

Q. 住民基本台帳カードは持っているけれど、顔写真は付いていません。本人確認に使えますか？

A. 住民基本台帳カードの暗証番号を照合させていただき、本人確認を行いますので使えます。

Q. 官公署が発行した身分証明書を持っていません。どうすればいいですか？

A. その他の証明書等を**複数**見せていただいて、本人確認を行います。